

# トラック奈良

# 3

トラック協会は事故防止・交通安全、  
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和8年]2026

**No.383**



「奈良の地場産業」号



公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

# 令和7年度 近畿運輸局自動車関係功労者表彰式

日時：令和8年2月10日(火) 午前10時30分～

場所：大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室

令和7年度 近畿運輸局自動車関係功労者表彰式が挙行され、さくら商事株式会社 吉岡正樹氏が貨物運送事業功労で近畿運輸局長表彰を受賞しました。

服部真樹 近畿運輸局長は、「受賞者の皆様は、社会情勢が変遷する中で日夜ご尽力され、活動を通じ、輸送の安全を確保する重要な役割をされている。これからは若い方々の目標となって頂きたい。」と挨拶されました。



▲後列右が、吉岡正樹氏





ヤマト運輸(株)奈良主管支店

近畿運輸局自動車関係功労者表彰式	巻頭
奈良・針トラックステーションの労働環境改善	2
法令遵守セミナー	3
中小運送事業者のためのDX推進セミナー	6
人材確保・労働環境改善セミナー	7
優良事業所表彰式・優秀運転者顕章伝達式	8
近畿地区物流政策懇談会	10
大和郡山市へ交通安全啓発冊子	11
天理警察署へ交通安全啓発冊子	12
郡山警察署へ交通安全啓発冊子	13
河合町へ交通安全啓発冊子	14
高齢者と子どもの交通安全啓発冊子	15
青年部会全国大会に参加	16
奈良県トラック協会 吉野支部会	17
内閣総理大臣 衆議院議員 高市早苗 事務所から来訪	18
奈良県議会議員来訪	19

## ■ 全ト協から

第132回 トラック運送業界の景況感(速報)	20
軽油価格調査集計表(2025年12月)	24
飲酒運転撲滅を目指して	25

## ■ 陸災防から

重大な労働災害を防ぐためには	26
----------------	----

## ■ 奈ト協から

事業報告書及び事業実績報告書の提出について	28
事業用自動車事故事例No.127	30
KIT事業の案内	31
適正化事業・巡回指導報告書	32
トラックの構造上の特性	33
3月・4月の行事(予定)表	34

## ■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	35
----------------	----

## ■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	36
---------------	----

## ■ 奈良運輸支局から

奈良運輸支局からのお知らせ	37
---------------	----

「荷捌き施設」が整備されました	38
陸災防 近畿ブロック支部長・事務局長会議	巻末

# 奈良・針トラックステーションの労働環境改善

奈良市針町に所在する、全日本トラック協会管理に係るトラックドライバーの休憩施設である「奈良・針TS」のトラックドライバー労働環境が大幅に改善されました。

「奈良・針TS」は、全国第2位の立ち寄り台数です。

この度、全日本トラック協会道路・施設委員会御手洗 安委員長、山崎 寛常務理事等による建物、駐車場の現況視察があり、立ち寄るドライバーの労働環境改善のため、施設内のトイレが全て洋式のウォシュレットに改修され、令和7年11月に完工しました。

この環境改善について、立ち寄りドライバーに聞き取り調査をした結果、下記のとおり好評を得ています。

～聞き取り・令和8年1月14日、22日、23日～



**一宮運輸（株） 児玉英嗣 氏**

何度も利用しているが、トイレが綺麗に改修されビックリした。特に冬場は便座が冷たく辛かったが、暖かく、快適に利用できうれしかった。

**トラストドットコム（株） 田中進二 氏**

初めて利用したが、暖かい便座は気持ちよく快適に利用できました。

**（株） 阪南流通 入江洋司 氏**

以前の和式トイレは不便でしたが、洋式でウォシュレットとなったことが非常に良かった。



**大栄環境（株） 本田 剛 氏**

暖かい便座が非常に快適だった。



**（株） 如意運輸 井上澄人 氏**

何度もこのトラックステーションを利用していますが、改修していただき便座が暖かく、ウォシュレットもついて快適に利用できました。

**コスモ運輸（株） 篠塚雅子 氏**

ウォシュレット付きのトイレとなっていたので、今後も利用したい。

**（株） 太陽商会 吉田圭子 氏**

便座も暖かく快適で使いやすく、非常に良かった。

# 法令遵守セミナー

日時：令和8年1月29日(木) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：26名

(公社)奈良県トラック協会では、関係する行政機関の協力を得て、輸送の安全確保、交通事故防止、労働災害防止、法改正などの法令遵守について理解を深めるためのセミナーを実施しました。主な内容は以下の通りです。



## 〈県内の交通情勢等について〉

講師：奈良県警察本部 交通部 交通企画課 課長補佐 今谷 広人氏



▲奈良県警察本部 今谷 広人氏

奈良県内の交通事故は、過去10年のデータで見ると、人身事故の件数と死者数は減っている

が、全事件数に対する高齢者の割合は増えている。令和7年の事故による死者の半数が高齢者。また車と自転車の事故が増えてきている。自転車事故では頭を打つと重症化しやすい。ヘルメットの着用をお願いしたい。小学校等の登下校の時間帯は特に注意を要する。奈良県警のホームページで取締情報を発信しているが、そういう場所は事故を起こしやすい場所。「ナポ

リス」という無料のアプリをダウンロードして確認してほしい。今春から16歳以上の違反者に対して自転車への青切符適用が始まる。自転車での飲酒運転も検挙事例が増えてきた。免許証を持っている方に対しては、罰金に加えて30日間の免停になる。どこで飛び出しの自転車や車があるかわからない。是非とも家族や同僚、従業員へも注意内容を伝えてほしい。

## 〈職場におけるメンタルヘルス対策について〉

講師：奈良労働局 労働基準部 健康安全課 主任地方産業安全専門官 上林 純氏

県内の労働災害については全産業、道路貨物運送事業とも横ばい。精神障害が原因での労災がかつてない勢いで増えている。運輸・郵便業が全体に占める割合は約10%、支給決定は社会福祉、医療に次いで道路貨物運送業が多い。職場のメンタルヘルス対策は未然防止が第一、二次予防は早期発見と適切な対応、三次予防は職場復帰支援。

ストレスチェック制度は労働者50人以上の事業場に義務付けられていた(50人未満の事業場は努力義務)ところ、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法により、これを全ての事業場に義務化する。(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日。)調査票を従業員に渡して質問、結果を本人に通知、ストレスの高い人には医師の面接指導を勧め



▲奈良労働局 上林 純氏

る。また質問を分析し、職場環境の改善につなげる必要がある。

## 《自動車監督の実施状況作業について》

講師：奈良労働局 労働基準部 監督課 専門監督官 古元 寿氏



▲奈良労働局 古元 寿氏

改善基準告示違反は最大拘束時間によるものが多い。奈良県の違反は全国平均と比べて低い

傾向。但し令和6年度は上回った。37条の違反（割増賃金）は前年度より増えている。改善基準告示違反については前年度と比べて大きく上昇している。総拘束時間、休息期間、連続運転時間の3つの上昇幅が大きくなっている。運転時間の適正管理をしてほしい。トラックに比べてバス・タクシーは監督実施数が少ない。母数が少ないため違反率が高い傾向にある。県内

に50人以上の事業場は多くないので率が上がりやすい。規模別では10人から29人の事業場で違反率が高い。令和6年はすべての規模で違反率が上がっている。改正改善基準告示以降、対応仕切れていない事業場がまだまだある。適正な時間管理と賃金支払いで労務管理を行っていただきたい。

## 《近年の監査の状況について》

講師：近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官 佐藤 史也氏

飲酒運転は減少傾向ではあるが下げ止まっている。令和6年9月に改正され10月に施行された自動車運送事業者に対する行政処分基準の一部改正では、飲酒運転防止に係る指導監督義務と点呼実施義務に対して違反行為を設けた。それぞれ初違反で100日車、再違反で200日車と厳しくなっている。飲酒運転に加えて、指導監督と点呼が未実施だと300日車になる。令和6年度のトラックの違反内容の541件

中、65.6%が過労防止等。他の業態（バス・タクシー）と比較して乗務時間、健康管理、点呼関係の違反が多い。勤務時間等基準告示の遵守違反に対して、未遵守件数6件以上15件以下で改正後、未遵守1件につき初違反で2日車など行政処分がより厳しくなっている。健康診断についても未受診者3名以上で、未受診者1名につき、初違反で15日車となっている。特に中途採用者の場合、健康診断を受け



▲奈良運輸支局 佐藤 史也氏

ていない期間が長くなることもあり、1年以内の健康診断に漏れないよう配慮して採用してほしい。

## 《近年の物流関係における法改正について》

講師：近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官 東 晃一郎氏



▲奈良運輸支局 東 晃一郎氏

時間外労働時間の規制により令和12年には30%以上の荷物を運ばなくなるという試算がある。令和7年4月1日に施行された

**物流改正法**ではすべての荷主に物流効率化のため取組むべき措置について努力義務が課せられる。法律の狙いは荷主と運送事業者の関係をよくしようということにある。

トラック**適正化二法**は適正原価の収受ができていないか、受注者、発注者両方に義務を課しており、3年の経過措置がある。また貨物運送事業者は元請として運送を引き受けるとき再委託の回数を2回以内に制限するよ

う努力義務化。違法な「白トラ」に係る荷主等へ是正指導を実施。あわせて真荷主の定義を変更する。令和8年4月1日からは貨物自動車運送事業者に加えて、貨物利用運送事業者も真荷主の範囲から除外され、荷主が真荷主となる。

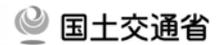
令和8年1月1日施行の**改正下請法（取適法）**は協議を適切に行わない一方的な代金額決定の禁止、運送委託の対象取引への追加、面的執行の強化などを

盛り込んだ。公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁が連携して「報復措置の禁止」をより実行力のあるものにする。またトラック・物流Gメンは荷主の方に話を聞いたり、トラック

運送事業所などに情報提供を呼びかけている。文書による是正指導も、ただ文書を出して終わりではなく、フォローアップなどの意見交換もしている。昨年10月、11月は集中監視月間として

国をあげてパトロールを実施した。これを追い風にして皆さんの事業をより良いものにして頂きたい。

## 自動車運送事業者に対する行政処分基準の一部改正について



### 処分量定の引き上げ(違反件数に比例した処分の導入) **トラックのみ**

#### ●勤務時間等基準告示の遵守違反

令和6年9月改正・10月施行

未遵守件数	処分内容			
	初違反		再違反	
5件以下	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
6件以上 15件以下	改正前 10日車	改正後 2日車/ 未遵守1件	改正前 20日車	改正後 4日車/ 未遵守1件
16件以上	改正前 20日車		改正前 40日車	

#### ●点呼の実施違反

未実施件数	処分内容			
	初違反		再違反	
19件以下	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
20件以上 49件以下	改正前 10日車	改正後 1日車/ 未実施1件	改正前 20日車	改正後 2日車/ 未実施1件
50件以上	改正前 20日車		改正前 40日車	

令和7年3月改正・4月施行

#### ●疾病、疲労等のおそれのある運行の業務 (過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行業務に従事)

未受診者	処分内容			
	初違反		再違反	
1名	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
2名	20日車	(変更なし)	40日車	(変更なし)
3名以上	改正前 40日車	改正後 15日車/ 未受診者1名	改正前 80日車	改正後 30日車/ 未受診者1名

# 中小運送事業者のためのDX推進セミナー

日時：令和8年1月26日(月) 午後1時30分～  
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：9名

最先端の輸配送管理システムなどを導入し収益構造の変革に取り組む「物流DX（デジタルトランスフォーメーション）戦略」の方策を学ぶセミナーが開かれました。講師は近代経営システム研究所の森高弘純代表。デジタルシステム導入の手法からAIを駆使した経営計画の策定、サイバー攻撃への対応

などについて解説。セミナーにはDXに関するタイガー、ナブアシスト、TUMIXの3社も参加し、それぞれの担当者が総合管理システムや点呼システムなどの操作方法や導入効果について説明しました。主な内容は以下の通りです。



▲講師の森高弘純氏

## アナログからデジタルへ

手書きの指示書などによる配車・運行管理や対面で行う点呼といった既存のアナログ業務を個々の業務分野単独でデジタルシステムに転換することがDX戦略の第一段階である。導入した複数のシステムを連携し、それぞれのシステムから得られたデータをパソコン上でAIを使って詳細に解析。その結果を活用し業務の問題点を浮き彫りにして、燃料費などの輸送コスト削減や輸送効率の向上、現場に出ている配送車の事故率の低下などに結び付けていく過程が

DX戦略の第二段階。

輸配送管理システムのほか、点呼、日報システム、会計システムなどすべての業務プロセスを一元管理し、各業務を横断する視点に立って、例えば季節の変化や道路事情によって配送業務がどのような影響を受けるかをAIで可視化するというのが第二段階での取組みのイメージ。こうして得られたデータは需要予想や配車計画の策定だけでなくドライバーの安全運転指導や労働時間の管理にも役立つはずである。

## 期待できる効果

DXに精通した人材の育成やDXを主導する専門チームの新設もデジタル戦略の中に盛り込んでほしい。外部からの人材登用も選択肢のひとつ。チームが核となり会社一丸となって意識改革を行い、斬新なアイデアを社員が次々と提案してくるよう

な企業風土を醸成することがDXを成功させる秘訣である。

こうしたDX戦略がかなり進展した段階にすれば、企業間連携を目的としたプラットフォーム事業への参入も視野に入ってくる。共同配送や荷物の温度などを監視・通知するコールドチェーン輸送、地域の交通インフラと連携したラストワンマイル輸送といった事業が浮上してくるだろう。一方、DX戦略にはリスクも存在する。それがサイバー攻撃。怪しいメールが着信したら開かず、触らず、即座に社長や管理職に報告、相談する。そして顧客などを装っていても怪しければ、その顧客への連絡は電話で行う。こういった対応を社内で徹底していただきたい。「クリックする前に一声かける」。これを社内の文化にしてほしい。

# 令和7年度 トラック運送事業者のための人材確保・労働環境改善セミナー

日時：令和8年2月2日(月) 午後1時30分～  
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

参加者：14名

トラック運送業界のドライバー不足が深刻化している状況を踏まえ人材の採用や定着に向けた職場環境の整備に関する実務について学ぶセミナー。講師は日本PMIコンサルティング

株式会社 代表取締役の小坂真弘氏。主な内容は以下の通りです。



## 運転者人材等の採用



▲講師の小坂真弘氏

中小の事業者はドライバー不足に悩んでいるが、大手の事業者はコンスタントに人を採用している。20年前はハローワークだけで人材確保ができてい

た。その後、Web求人サイトで集まるようになり、スマホでユーチューブなどの動画が見られるようになるなど求人成功パターンが大きく変わってきた。Webの求人サイトで100万円ほどかかっていたのがユーチューブやTikTokで動画をあげると0円。今は生成AIを使えば簡単に動画ができる。生成AIを業務に取り入れるかどうかで、今後の5年、大きく差が出る。2030年に労働人口構成が変わり、ドライバー不足が

加速するが、資料によると運転者の人数は横ばいで減ってはいない。事業規模による格差があり、大手では増えている。動画を出す場合は会社を前面に出すのではなく、ドライバー目線で発信するのが成功の秘訣。また大型ショッピングモールや自動車教習所の掲示板に求人告知を貼りだすなど、あらゆる媒体を活用することが人材確保につながる。

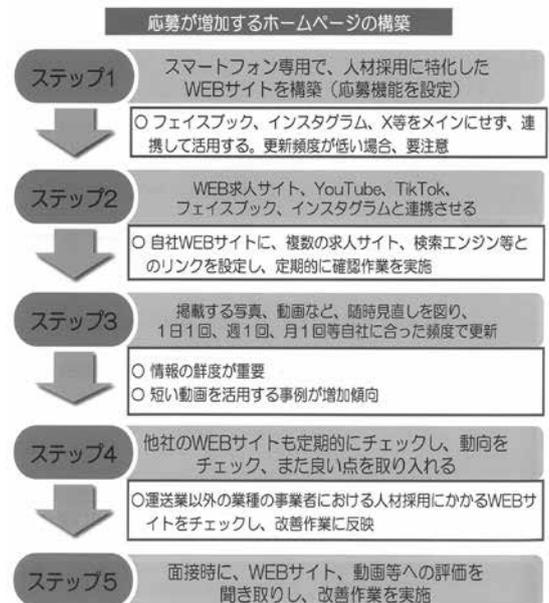
## 人材採用、定着、法令におけるAIの活用

まずは採用専用のWebサイトをもち、スマホ専用の人材に特化したホームページをつくること。目を引くタイトルなどもAIが考えてくれる。採用の際に注意したいのは短期間で職が変わっていると交通違反を繰り返している人は採らないなど、採用しない基準も設けたい。採用したあと、定着率をあげるためには固定給か歩合給かは本人の希望に沿ってあげるとよい。定額残業代は未払い残業代の訴訟を起こされやすく、会社が負けることが多い。休憩時間や待機時間を記録し、労働時間の管理を徹底することが大事。会社の指示がなくても労働者が事実上労働せざるを得ない状況にお

かれる「黙示の指示」による労働も労働時間に当たるので、要注意。

AIは膨大な情報を入れることで精度が上がる。ヒヤリハットやデジタコ、クレーム情報のデータを入れるとそれをまとめてくれる。AIを自分の部下として活用し、頭の中を整理するといふ。雇用契約書や就業規則などのひな型に自社の特徴を読み込ませてミックスすると簡単に自社のものをつくることができる。まずは興味本位でい

いので一度、AIを使って人材の採用などに活用してほしい。



# 優良事業所表彰式・優秀運転者顕章伝達式

日時：令和8年2月9日(月) 午前10時～  
場所：奈良県トラック会館 2階

## 34事業所と18名の運転者を表彰

冒頭、(公社)奈良県トラック協会の塚本哲夫会長が「現在トラック運送業界を取り巻く環境は人手不足、物価の高騰、働き方改革への対応など厳しい状況が続いている。そうした中、皆さんのような優良事業所、並びに優秀運転者の存在は業界全体の信頼向上と持続的発展にとって極めて重要な役割を果たしている。今後も業界の先導役として安全安心な物流の確保、よりよい職場環境づくりに力添

えを賜り、その取り組みを次の世代へ広げて頂くことを期待したい」とあいさつ。

来賓の竹内弘明奈良運輸支局長は「国土交通省では、引続き適正な取引を阻害するおそれのある荷主への監視の強化と商慣行の見直しに取り組んでいく。皆さんの受賞はこうした国の取り組みを後押しし、業界全体の底上げにつながる大きな力となる。今後とも物流が滞ることが無いよう健全な事業運営に努めてい

ただき、プロドライバーとして安全運転はもちろんのこと、後輩の育成や業界全体のレベルアップにご尽力いただきたい」と祝辞を述べました。



▲祝辞を述べる竹内弘明支局長

## 優良事業所表彰式

(順不同、敬称略)

令和7年1月から12月の適正化事業指導員による巡回指導において、評価が「A」、かつ「適

の判定が95%以上であった事業所に対して、公益社団法人奈良県トラック協会会長より表彰さ

れた34事業所は下記の通りです。

### 〈優良事業所表彰〉

阿古商事株式会社 本社営業所  
浅田運輸有限会社 奈良営業所  
明日香運送株式会社 田原本営業所  
新運輸株式会社 奈良営業所  
株式会社S・R・S 本社営業所  
株式会社エスライン奈良 本社営業所  
株式会社キタウラ 本社営業所

株式会社グローリーロジスティクス 本社営業所  
株式会社コダマサービス 大阪営業所  
株式会社サザンサポート 本社営業所  
有限会社三晃運輸 本社営業所  
株式会社サントランスポート 田原本営業所  
下市合同貨物自動車株式会社 本社営業所  
株式会社ジャパントラフィック 本社営業所

出版輸送株式会社 奈良営業所  
太豊陸業株式会社 本社営業所  
田口開発株式会社 本社営業所  
有限会社中和運送 本社営業所  
南都産業株式会社 本店営業所  
西川運輸倉庫株式会社 本店営業所  
株式会社日商龍磨 奈良営業所



## 〈優良事業所表彰〉

藤秀建設株式会社 本社営業所  
 松川運送株式会社 本社営業所  
 丸八運輸株式会社 本社営業所  
 丸山カーゴ株式会社 本社営業所  
 ミュージックサービス株式会社 本社営業所

名阪運輸株式会社 奈良営業所  
 株式会社モリタ陸運 本社営業所  
 ヤマト運輸株式会社 田原本営業所  
 山本運輸株式会社 本社営業所  
 ヤマト運送株式会社 本社営業所

吉見運送有限会社 本社営業所  
 株式会社讀宣運輸 奈良営業所  
 株式会社リープ 関西営業所  
 以上34事業所



### 優秀運転者顕章（金・銀）伝達式

（順不同、敬称略）

トラック運送事業の運転者として、永きにわたり運転の業務に従事し、その成績が優秀で

あった方に対して、公益社団法人全日本トラック協会会長より表彰された金・銀十字章の受章

者18名は下記のとおりです。

#### 〈金十字章〉

満20年以上、無事故無違反  
 4名受章

鶴田 啓介 株式会社OBS  
 松岡 保教 出版輸送株式会社  
 中村 広司 福住運輸倉庫株式会社  
 児玉 健二 藤俊運送

#### 〈銀十字章〉

満10年以上、無事故無違反  
 14名受章

永田 隆二 アキタ株式会社  
 森下 明敏 阿古商事株式会社  
 正田 宜和 有限会社インクス  
 竹森 保宏 有限会社インクス  
 伊藤 力 株式会社OBS  
 香月 公大 株式会社OBS  
 佐谷 亮 株式会社OBS  
 田中 良 株式会社キタウラ

川越 忠士 出版輸送株式会社  
 白川 雄一 出版輸送株式会社  
 辰己 賢二 出版輸送株式会社  
 杉本 貴俊 ヤマト運輸株式会社  
 奈良主管支店  
 羽山 真一 ヤマト運輸株式会社  
 奈良主管支店  
 松田 研二 株式会社友将商店



# 令和7年度 近畿地区物流政策懇談会

日時：令和7年12月15日(月) 午後2時～  
場所：ホテルグランヴィア大阪

近畿運輸局自動車交通部（西野 光 自動車交通部長）、一般社団法人近畿トラック協会（平島竜二 会長）、近畿地方交通運輸産業労働組合協議会（西村 誠 事務局長）の官、労、使3団体による、近畿地区物流政策懇談会が開催されました。

近畿運輸局貨物課の田中康嗣課長から「トラック・物流Gメン活動について」、トラック協会岩井専務から「SA・PAでのゴミの不法投棄について」、平島会長は「適正原価の導入について」、近畿交運労協トラック部会 堂原 浩事務局長が「全国一斉アンケート調査結果報告」について、資料に基づき説明があり、意見交換の後、閉会しました。

奈良県トラック協会の中 秀夫副会長が委員として参加しました。



# 大和郡山市へ交通安全啓発冊子

日：令和8年1月30日(金)

場所：大和郡山市役所

大和郡山市（上田 清 市長）へ交通安全・事故防止のための啓発冊子を持参しました。

大和郡山市総務部交通防犯対策課が対応していただき、「啓発冊子等は、子どもや、高齢者の交通安全教室がありますので、配布して交通事故防止に努めます。」と話されました。



# 天理警察署へ交通安全啓発冊子

日：令和8年1月28日(水)

場所：天理警察署

地域の交通安全・事故防止のため、天理警察署（山本英二署長）へ交通安全啓発冊子を持参しました。中村将人交通課長が対応していただき、「交通安全教育の機会がありますので、その時に配布させていただきます。」と話されました。



# 郡山警察署へ交通安全啓発冊子

日：令和8年1月30日(金)

場所：郡山警察署

地域の交通安全・事故防止のため、郡山警察署（増田 朋美署長）へ交通安全啓発冊子を持参しました。同署の交通課員が、「高齢者、子どもの交通事故防止のため、来訪する住民の方々に配布する等、交通事故防止に努めます。」と話されました。



## 河合町へ交通安全啓発冊子

令和8年2月3日（火）、河合町（森川 善之町長）へ交通安全・事故防止のための啓発冊子を持参しました。

河合町総務部 植村 一之 危機管理課長が対応していただきました。

ご担当者は、「新入学児童への父兄説明会や春の交通安全運動期間中に配布し、交通安全啓発活動に役立てます。」と話されました。



## 高齢者と子どもの交通安全啓発冊子

令和8年2月6日（金）、生駒警察署（中西輝彦署長）へ交通事故防止のための啓発冊子「歳を重ねた自分を交通事故からどう守るか?」と「子どもを交通事故からいかに守るか」を届けました。長谷川善一交通課長から「地域の交通事故防止のため、様々な活動に使わせて頂きます。」と話がありました。



▲中西署長（左）、長谷川課長（右）



# 青年部会全国大会に参加

日時：令和8年2月13日(金) 午後2時30分～5時30分  
場所：京王プラザホテル（東京都新宿区）

参加者：縦木一弘（モミキ運送(株)）  
          山谷謙造（大和運輸(株)）  
          吉岡顕彦（吉岡運送(株)）  
          廣瀬 誠（藤俊運輸(株)）  
          大西 徹（事務局）



2月13日（金）に京王プラザホテルにおいて、令和7年度（公社）全日本トラック協会青年部会全国大会が開催され、全国から青年経営者ら700名、奈良県から5名が参加しました。

青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰の授与式が行われ、今年度、銀賞を受賞した滋賀県トラック青年協議会より「親子で学ぶ生命と交通の未来体験」について事業発表がありました。深刻な人手不足と高齢化、マイナスイメージの定着といった物流業界の課題に対し、交通安全フェアと連携した体験型の取り組みを実施。具体的にはトラック業務体験、交通安全教室、命のメッセージ展の三つの柱で構成され、参加した親子は、実際の業務を通じて安全意識を高めることができたという説明がありました。

研修では、アパホテル株式会社 取締役社長 元谷 芙美子氏による「私が社長です。」というテーマの講演がありました。



# 奈良県トラック協会 吉野支部会

日：令和8年2月7日(土)  
場所：和好（吉野郡大淀町）

奈良県トラック協会吉野支部（櫻本 貴大支部長）は、令和7年度通常総会を開催し、協会の理事会、今後の活動計画等について報告しました。



▲写真右端が家長事務局長

## 内閣総理大臣 衆議院議員 高市早苗 事務所から来訪

令和8年1月7日（水）、内閣総理大臣 衆議院議員 高市早苗 事務所の木下 守秘書が来訪されました。  
奈良県トラック協会の中 秀夫副会長が対応し、トラック運送業界の現況等について報告しました。



▲木下秘書（左）

## 奈良県議会議員来訪

日：令和8年1月29日(木)  
場所：奈良県トラック会館

奈良県議会議員 自民党奈良県連の永田ゆづる 政調会長と、芦高清友 組織広報委員長が来訪され、奈良県トラック協会の公益目的事業等について説明・報告しました。



▲芦高県議（左）、永田県議（右）

## 第132回 トラック運送業界の景況感（速報）

## 第132回

## トラック運送業界の景況感（速報）

令和7年10月～12月期

---

---

2025年9月の日銀短観調査によると、大企業製造業の業況判断DIは緩やかに景気の持ち直しが続くなか、前回調査から1ポイント改善し、15となった。

トラック運送業界においては、今期、輸送数量の減少、労働力不足などマイナス要因が作用したものの、補助金拡充による燃料調達価格の下落、運賃料金水準の改善基調を反映し、営業利益、経常利益が改善傾向に転じたことを背景に、景況感は前回▲24.1から▲22.4へ1.7ポイント改善した。

なお、来期の見通しは、物価高や運送原価の上昇等により、景況感は今回▲22.4から▲26.3へ3.9ポイント悪化する見込みである。

---

---

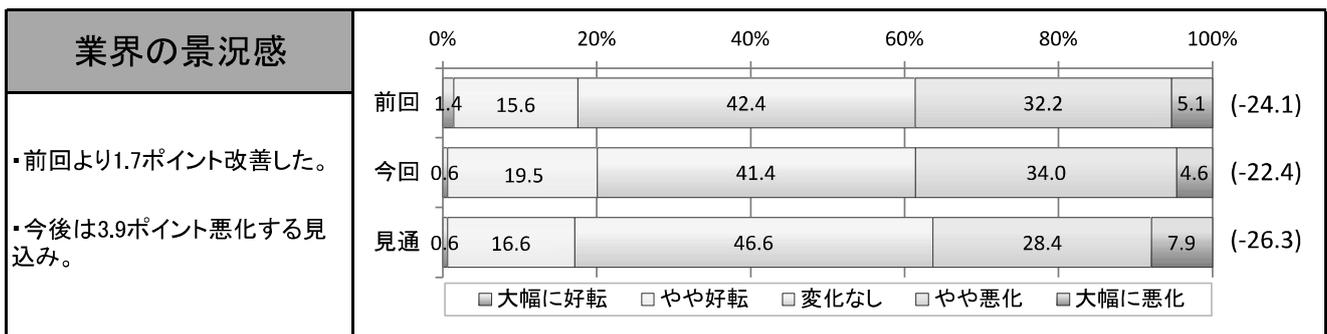
**詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。**

◆全日本トラック協会ホームページ

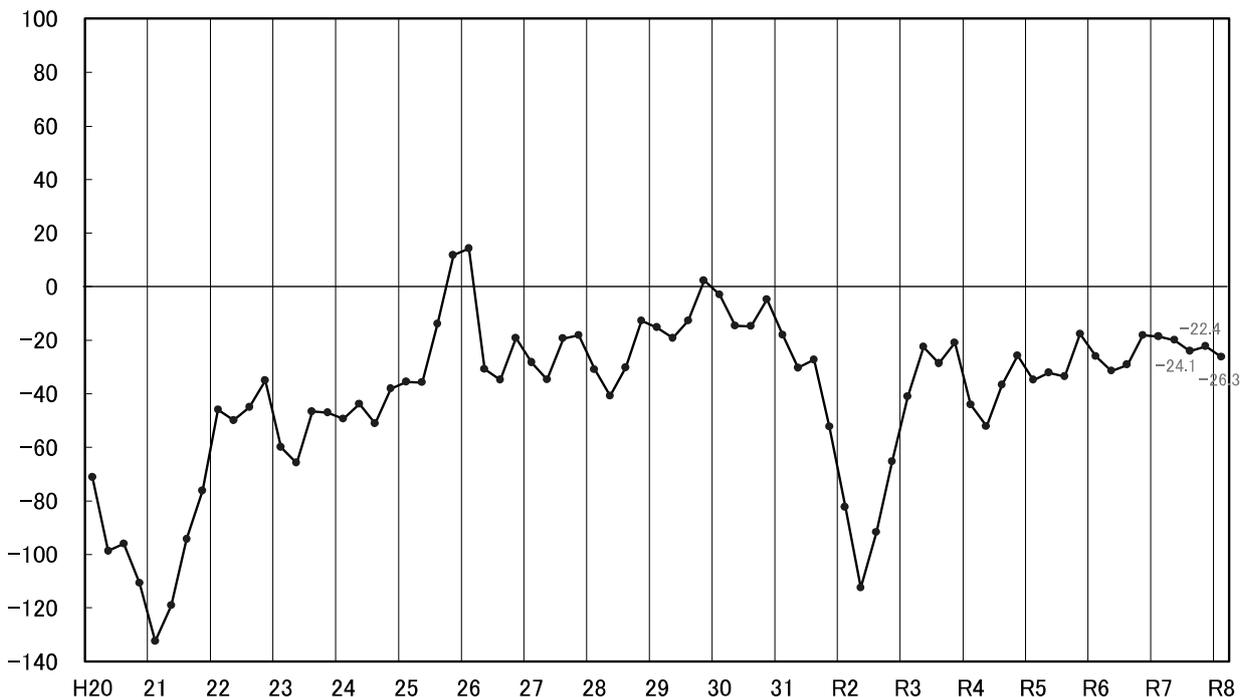
HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

## 1 業界の景況感: 今回(令和7年10月～12月期)の概況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	・今期、輸送数量の減少、労働力不足などマイナス要因が作用したものの、補助金拡充による燃料調達価格の下落、運賃料金水準の改善基調を反映し、営業利益、経常利益が改善傾向に転じたことを背景に、景況感は前回▲24.1から▲22.4へ1.7ポイント改善した。
<b>今後の見通し</b>	・来期の見通しは、物価高や運送原価の上昇等により、景況感は今回▲22.4から▲26.3へ3.9ポイント悪化する見込みである。



トラック運送業界の景況感(業況判断DI)の推移



(注1) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R7.7月～9月期)の状況、中段は今回(R7.10月～12月期)の状況、下段は今後(R8.1月～3月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3) 各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

$A$  (設問Aの回答者数) =  $a1+a2+a3+a4+a5$  (設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標 =  $\{(+2 \times a1) + (+1 \times a2) + (0 \times a3) + (-1 \times a4) + (-2 \times a5)\} \div A \times 100$

## 2 共通の概況①: 今回(令和7年10月～12月期)の状況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実働率は▲13.7(前回▲5.3)と8.4ポイント悪化、実車率は▲7.5(前回▲7.1)と0.4ポイント悪化し、輸送効率は悪化した。</li> <li>・ 運転者の採用動向は▲11.8(前回▲32.0)と20.2ポイント上昇、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は89.4(前回95.7)と6.3ポイント低下し、労働力の不足感は弱くなった。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実働率は▲16.1(今回▲13.7)と2.4ポイント悪化、実車率は▲14.9(今回▲7.5)と7.4ポイント悪化する見込みである。</li> <li>・ 運転者の採用動向は▲19.9(今回▲11.8)と8.1ポイント低下し、運転者の雇用動向は97.5(今回89.4)と8.1ポイント上昇し、労働力の不足感は強くなる見込みである。</li> </ul>

<b>実働率</b>	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 0.4 15.2 64.4 18.9 1.1 (-5.3)</p> <p>今回 0.6 18.0 52.2 25.5 3.7 (-13.7)</p> <p>見通 14.3 58.4 24.2 3.1 (-16.1)</p> <p>■大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや低下 ■大幅に低下</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回より8.4ポイント悪化した。</li> <li>・ 今後は2.4ポイント悪化する見込み。</li> </ul>	
<b>実車率</b>	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 0.4 13.7 68.6 12.9 4.3 (-7.1)</p> <p>今回 16.8 62.1 18.0 3.1 (-7.5)</p> <p>見通 13.0 62.7 20.5 3.7 (-14.9)</p> <p>■大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや低下 ■大幅に低下</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回より0.4ポイント悪化した。</li> <li>・ 今後は7.4ポイント悪化する見込み。</li> </ul>	
<b>運転者の採用動向</b>	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 0.8 9.4 55.3 26.3 8.3 (-32.0)</p> <p>今回 21.1 51.6 21.7 5.6 (-11.8)</p> <p>見通 13.0 60.2 20.5 6.2 (-19.9)</p> <p>■大幅に増加 □やや増加 □変わらない □やや減少 ■大幅に減少</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回より20.2ポイント上昇した。</li> <li>・ 今後は8.1ポイント低下する見込み。</li> </ul>	
<b>運転者の雇用動向 (労働力の不足感)</b>	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 29.1 41.1 26.7 2.7 0.4 (95.7)</p> <p>今回 19.9 51.6 26.7 1.9 (89.4)</p> <p>見通 23.6 52.2 22.4 1.9 (97.5)</p> <p>■不足 □やや不足 □適当 □やや過剰 ■過剰</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回より6.3ポイント低下した(不足感が弱くなった)。</li> <li>・ 今後は8.1ポイント上昇する見込み。</li> </ul>	

(注4)雇用状況については、上段は前回(R7.7月～9月期)の状況、中段は今回(R7.10月～12月期)の状況、下段は今後(R8.1月～3月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

## 3 共通の概況②: 今回(令和7年10月～12月期)の状況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定外労働時間は▲26.1(前回▲35.4)と9.3ポイント増加、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲11.2(前回▲18.8)と7.6ポイント増加した。</li> <li>経常損益は、補助金拡充による燃料調達価格の下落を反映し、▲8.1(前回▲28.3)と20.2ポイント改善した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定外労働時間は▲24.2(今回▲26.1)と1.9ポイント増加し、貨物の再委託は▲6.8(今回▲11.2)と4.4ポイント増加の見込みである。</li> <li>経常損益は、物価高や運送原価の上昇等により、▲16.8(今回▲8.1)と8.7ポイント悪化する見込みである。</li> </ul>

<b>所定外労働時間</b>																													
<ul style="list-style-type: none"> <li>前回より9.3ポイント増加した。</li> <li>今後は1.9ポイント増加する見込み。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に増加</th> <th>やや増加</th> <th>横ばい</th> <th>やや減少</th> <th>大幅に減少</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>0.4</td> <td>9.3</td> <td>50.6</td> <td>33.8</td> <td>5.9</td> <td>(-35.4)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>1.2</td> <td>26.2</td> <td>62.1</td> <td>26.1</td> <td>4.3</td> <td>(-26.1)</td> </tr> <tr> <td>見通し</td> <td>0.6</td> <td>66.2</td> <td>64.0</td> <td>26.7</td> <td>2.5</td> <td>(-24.2)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大幅に増加	やや増加	横ばい	やや減少	大幅に減少	合計	前回	0.4	9.3	50.6	33.8	5.9	(-35.4)	今回	1.2	26.2	62.1	26.1	4.3	(-26.1)	見通し	0.6	66.2	64.0	26.7	2.5	(-24.2)
項目	大幅に増加	やや増加	横ばい	やや減少	大幅に減少	合計																							
前回	0.4	9.3	50.6	33.8	5.9	(-35.4)																							
今回	1.2	26.2	62.1	26.1	4.3	(-26.1)																							
見通し	0.6	66.2	64.0	26.7	2.5	(-24.2)																							
<b>貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)</b>																													
<ul style="list-style-type: none"> <li>前回より7.6ポイント増加した。</li> <li>今後は4.4ポイント増加する見込み。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に増加</th> <th>やや増加</th> <th>変わらない</th> <th>やや減少</th> <th>大幅に減少</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>0.4</td> <td>9.8</td> <td>66.4</td> <td>17.6</td> <td>5.9</td> <td>(-18.8)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>1.2</td> <td>17.4</td> <td>56.5</td> <td>18.6</td> <td>6.2</td> <td>(-11.2)</td> </tr> <tr> <td>見通し</td> <td>2.5</td> <td>14.9</td> <td>60.2</td> <td>18.0</td> <td>4.3</td> <td>(-6.8)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大幅に増加	やや増加	変わらない	やや減少	大幅に減少	合計	前回	0.4	9.8	66.4	17.6	5.9	(-18.8)	今回	1.2	17.4	56.5	18.6	6.2	(-11.2)	見通し	2.5	14.9	60.2	18.0	4.3	(-6.8)
項目	大幅に増加	やや増加	変わらない	やや減少	大幅に減少	合計																							
前回	0.4	9.8	66.4	17.6	5.9	(-18.8)																							
今回	1.2	17.4	56.5	18.6	6.2	(-11.2)																							
見通し	2.5	14.9	60.2	18.0	4.3	(-6.8)																							
<b>経常損益</b>																													
<ul style="list-style-type: none"> <li>前回より20.2ポイント改善した。</li> <li>今後は8.7ポイント悪化する見込み。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に好転</th> <th>やや好転</th> <th>変化なし</th> <th>やや悪化</th> <th>大幅に悪化</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>0.8</td> <td>19.7</td> <td>35.4</td> <td>38.6</td> <td>5.5</td> <td>(-28.3)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td></td> <td>29.2</td> <td>39.8</td> <td>24.8</td> <td>6.2</td> <td>(-8.1)</td> </tr> <tr> <td>見通し</td> <td>0.6</td> <td>18.6</td> <td>49.1</td> <td>26.7</td> <td>5.0</td> <td>(-16.8)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大幅に好転	やや好転	変化なし	やや悪化	大幅に悪化	合計	前回	0.8	19.7	35.4	38.6	5.5	(-28.3)	今回		29.2	39.8	24.8	6.2	(-8.1)	見通し	0.6	18.6	49.1	26.7	5.0	(-16.8)
項目	大幅に好転	やや好転	変化なし	やや悪化	大幅に悪化	合計																							
前回	0.8	19.7	35.4	38.6	5.5	(-28.3)																							
今回		29.2	39.8	24.8	6.2	(-8.1)																							
見通し	0.6	18.6	49.1	26.7	5.0	(-16.8)																							

## 【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第132回調査は、令和8年1月5日に、モニターに対して調査開始、令和8年1月31日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
79	421	483

## 軽油価格調査集計表(2025年12月)

令和8年1月23日現在  
(公社)全日本トラック協会

2025年12月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	116.98	107.27	114.33

2025年12月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	113.59	105.44	115.98
出光昭和シェル	130.67	104.85	109.00
キグナス			
コスモ	130.27	109.73	108.30
その他	112.80	107.92	114.68

2025年12月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	120.15	106.99	115.89
30～50キロリットル未満	106.50	102.82	106.85
50～100キロリットル未満	108.14	103.66	109.00
100キロリットル以上	112.70	111.55	

2025年12月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	110.30	106.10	110.10
30～60日未満	118.01	106.47	114.94
60日以上	127.92	114.14	

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年8月	127.36	113.62	121.04
2025年9月	130.45	114.70	126.49
2025年10月	128.53	113.29	120.76
2025年11月	123.38	108.56	119.39
2025年12月	116.98	107.27	114.33

※消費税抜きの価格となります。

# 飲酒運転の根絶を目指して

## 飲酒運転防止対策のすすめ方

### 事業者の対策事例

#### 近年の飲酒運転事故件数

事業用トラックにおける飲酒運転事故件数（図1）は、平成24年までは減少傾向にありましたが、近年再び増加しており、平成28年には37件の事故が発生、過去9年間で最悪の結果でした。

令和元年は、飲酒運転（酒酔い運転及び酒気帯び運転）及び飲酒運転による事故件数のいずれも前年より増加し、「トラック事業における総合安全プラン2020」の目標である「飲酒運転ゼロ」にはほど遠い状況です。

事業用トラック運転者による飲酒運転は反社会的行為であり、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた、荷主はもとより社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質な行為です。

トラック運送業界が一丸となって飲酒運転根絶に向け取り組むことが最重要課題です。

図1 事業用トラック飲酒運転及び事故件数の推移

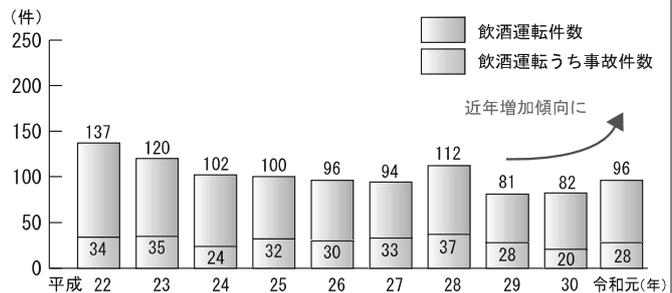


図2 事業用トラック人身事故及び死者数の推移

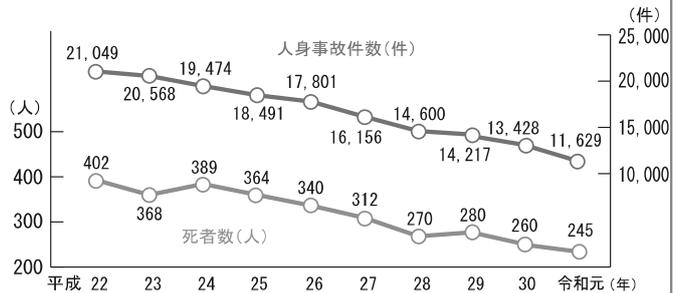


図1、2の出典：警察庁「交通事故統計」および（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」

#### 飲酒運転防止対策事例

トラック運送事業者が実施している飲酒運転防止対策の主なものをあげてみると、次のようになります。

- ・ 管理者によるパトロール指導の実施（休憩地点や中継地点においてサービス状況を確認）
- ・ 運転室内の点検（運転室内の点検では、室内の整理整頓も含めて、酒類の缶やビンがないかどうかをチェック）
- ・ ドライバー研修会等での指導
- ・ 運転記録証明書の取得による事故歴・違反歴のチェック
- ・ フェリー乗船中など運行途中の休息期間中における飲酒の禁止
- ・ 手紙・チラシ等による従業員の家族への呼びかけ

#### ●アルコールが検知されれば程度を問わず乗務禁止!!

アルコール検知器でアルコールが検知されたときは、罰則の基準未満（呼気中アルコール濃度0.15mg/l未満）であっても、必ず乗務禁止とします。

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/lであるか否かを問わないという点に留意する必要があります。（罰則基準未満でも、酒気があれば道路交通法第65条第1項による「酒気帯び運転」となり違反行為です。）

## 重大な労働災害を防ぐためには

5 トラック後退時  
における  
死亡災害

トラック後退時での労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者がトラックの後退に気付かなかったために発生していました。

気付かなかった理由としては、近隣からの苦情により後退警告音（ブザー）の音量を下げている、本来は後退禁止だった、バックモニターを使用していなかった——等が挙げられます。

### 事例 1 トラックの後退誘導時に トラックと電柱に挟まれる（死亡災害）



被災者（運転手助手）は、路地で引越トラックの後退誘導を行っていたところ、トラックと電柱の間に挟まれました。当該トラックにはバックモニターが装備されていましたが、被災者が目視できなかったにもかかわらず、運転手は事故発生当時バックモニターを使用していませんでした。

### 事例 2 トラックの荷役作業指示中に 後退してきた別のトラックに接触（死亡災害）

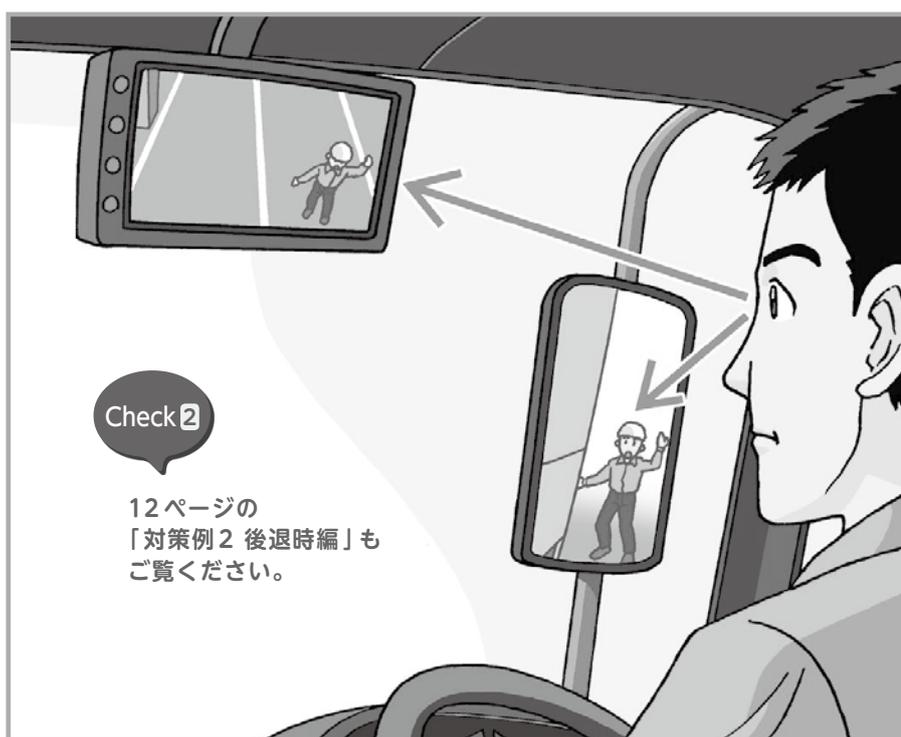


被災者はトラックAの運転手に対して荷役作業の指示を行っていました。そこに別のトラックBが給油のために、本来は禁止されている後退で移動してきました。トラックBの運転手は被災者に気付かず後退を続けたために、被災者はトラックBと接触しました。なお、事故が発生したのは夕方、薄暗い状態でした。

## ▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

### 対策

後退誘導のルールを定めるとともに、トラックを後退させるのは後方の状況確認ができる場合のみに限定しましょう



### ひとつアドバイス

トラック後退時の事故の多くが、後方の確認が不十分だったために発生しています。様々な安全対策を行い、後方の確認を十分行った上で後退させるようにしましょう。

### その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラック後退時には、周辺への第三者の立ち入り制限を定め、遵守させましょう
- ▶ 後退誘導担当者を配置しましょう。また、運転手は誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断しないようにしましょう
- ▶ トラック同士が接触するおそれのある場合は、複数台のトラック誘導を行わないようにしましょう
- ▶ 原則として、後退警告音の音量は下げないようにしましょう。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用しましょう



## 事業報告書及び事業実績報告書の提出について

貨物自動車運送事業報告規則により、毎事業年度における収支状況を報告する「事業報告書」と1年間の輸送実績を報告する「事業実績報告書」の提出が必要です。

提出先は、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局です。(奈良県に主たる事務所がある場合は奈良運輸支局が提出先)

様式は近畿運輸局や奈良県トラック協会のホームページからダウンロードすることができます。

### 各報告書の提出期限及び提出部数

報告書種類	提出期限	提出部数
事業報告書	毎事業年度の経過後 100 日以内	3 部
事業実績報告書	毎年 7 月 10 日まで (前年 4 月 1 日～3 月 31 日の実績を記載)	

### 一般貨物自動車運送事業 事業報告書について

事業報告書は次の(1)から(5)の書類で構成されます。

- (1) 事業概況報告書(第 1 号様式)
- (2) 一般貨物自動車運送事業損益明細表(第 2 号様式)
- (3) 一般貨物自動車運送事業人件費明細表(第 3 号様式)
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表

※(4)(5)は様式に定めがありませんので、決算書の「損益計算書」と「貸借対照表」を用いることができます。

### 貨物自動車運送事業実績報告書(第 4 号様式)について

事業実績報告書では前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの輸送の実績を報告します。

「輸送実績」の項目は営業所が位置する地方の欄へ記入してください。また、営業所が複数の地方に位置する場合は所在地ごとに合計しそれぞれ該当する欄へ記入し、各項目の合計値を全国計の欄へ記入してください。

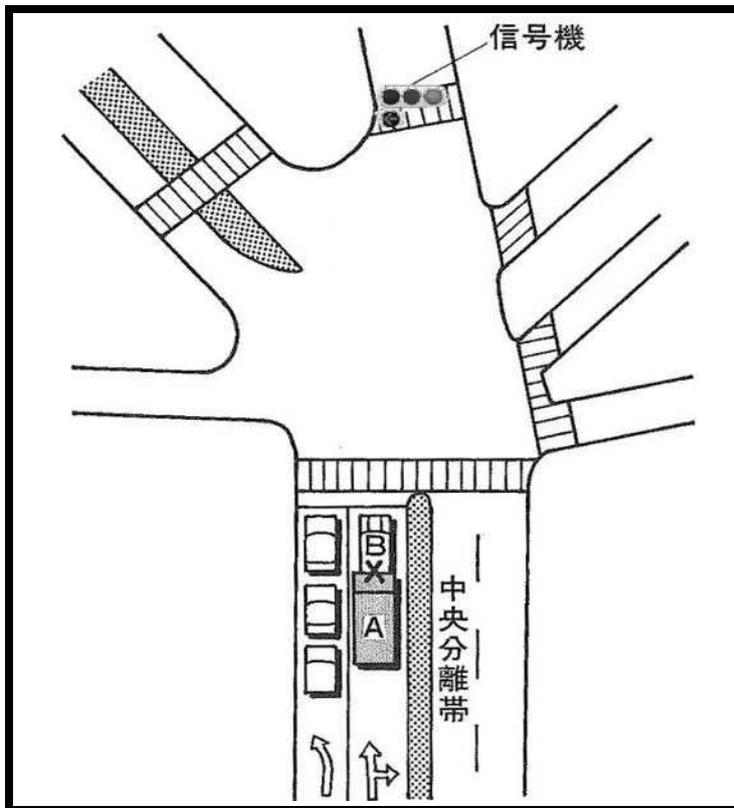
※次項に事業実績報告書の記入方法を掲載しています。



# 事業用自動車事故事例 No.127

(一般貨物) 誤発進した大型貨物車と停止中の普通貨物車の追突事故

## ■事故の概況



事故類型：追突  
 発生日時：夜間  
 当事者A：大型貨物車  
 (ショベルカー積載)  
 20歳代 男  
 当事者B：普通貨物車(年齢  
 性  
 別不明)

## ■ 事故の概要

左折信号が先に表示される信号機が設置されている片側2車線の交差点で、AはB車に続いて信号待ちをしていました。その後、左側車線に並んで停止していた左折車が発進したので、自分の車線も青信号に変わったものと思い込み、前方の信号を確認しないまま発進したところ、前車Bの後部に衝突しました。この信号機は、左折車線の信号が先に青信号に変わり、その後直線車線が青に変わるという時差式信号機でした。

## ■ 事故から学ぶ

信号機のある交差点では、信号の表示を必ず自分の目で確認してください。他の車線の信号が青信号であっても、自車線の信号が青信号であるとは限りません。

運転への慣れや過信は注意力を低下させ、危険認知の遅れや欠如となって交通事故を誘発しやすくなるものです。ハンドルを握ったら常に緊張感を持続しながら運転しましょう。

交差点では、信号が変わってもすぐに発進せず、周りの安全を確認してから発進するぐらいの余裕が欲しいものです。

## KIT事業の案内

全国の7000社  
と繋がる!  
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2+のご案内

# WebKIT2プラス5つの特長

## 輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあうことが必要です。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

## 安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

## 事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

## 需給動向の把握

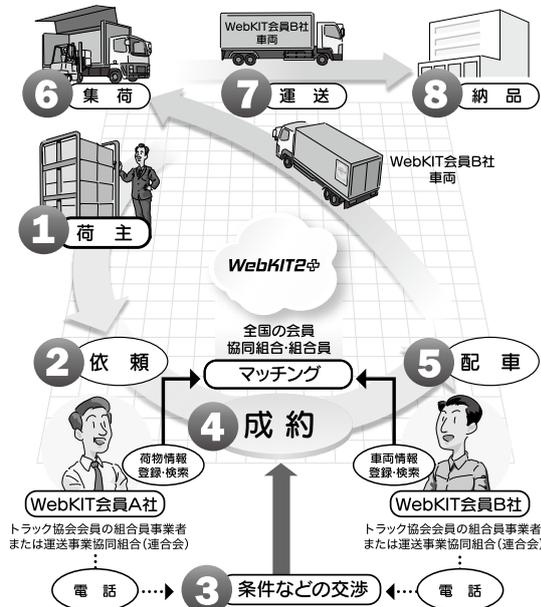
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

## 高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

## WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



## 奈良県キット事業協同組合加入金額

組合出資金	50,000円
※出資金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	-2,000円
WebKIT2+利用料	1IDにつき2,000円

## WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧ください。



右のQRコードから  
動画をご覧ください。



## 組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売	■尿素販売 (令和7年12月現在)
エネクスフリート(株) (株)ENEOSウイング	日本液炭(株) 79円/L 三井物産プラスチック(株) 75.5円/L
※消費税別 ※支払サイト50日	

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入  
WebKIT2+のご利用  
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会  
奈良県キット事業協同組合  
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15  
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

# 適正化事業・巡回指導報告書(令和8年1月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和8年1月実施状況		令和7年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
12件	12件	4月	22件	8月	12件	12月	14件	
		5月	19件	9月	14件	1月	12件	
		6月	21件	10月	16件	2月	件	
		7月	17件	11月	12件	3月	件	
							159件	

## 令和8年1月実施結果

調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	12	0	0.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	12	0	0.0%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	12	0	0.0%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	12	0	0.0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	12	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	9	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	12	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	12	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	5	0	0.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	12	0	0.0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	12	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	9	1	11.1%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	12	0	0.0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	12	0	0.0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	12	1	8.3%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	12	0	0.0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	12	1	8.3%
	6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	12	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	12	1	8.3%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	12	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	8	0	0.0%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	2	0	0.0%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	12	1	8.3%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	8	4	50.0%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	8	2	25.0%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	12	0	0.0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	12	0	0.0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	12	2	16.7%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	12	0	0.0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	12	1	8.3%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	5	0	0.0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	11	0	0.0%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	12	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	12	3	25.0%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	10	0	0.0%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	10	0	0.0%
VII. 運輸安全管理	1. 運輸安全管理の実施は適正か。	12	1	8.3%
指導件数合計		397	18	4.7%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	4件	6件	1件	件	件	件	11件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	件	1件	件	件	件	件	1件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	4件	7件	1件	件	件	件	12件

# トラックの構造上の特性

## 第1章 トラックの構造上の特性

### 3 軸重と輪荷重

#### ◆軸重

軸重とは、車軸1本あたりにかかる重量をいい、一部のトレーラを除いて、道路運送車両の保安基準で、10トン以下と定められています（図7）。

多くの車軸で重量を分散すれば、車軸1本あたりにかかる重量は小さく（軽く）なります。車体が大きく、また積載重量が大きい（重い）トラックの車軸数が多いのは、このことに関係しています。

#### ◆輪荷重

輪荷重とは、車輪1本あたりにかかる重量をいい、道路運送車両の保安基準で、5トン以下と定められています（図7）。

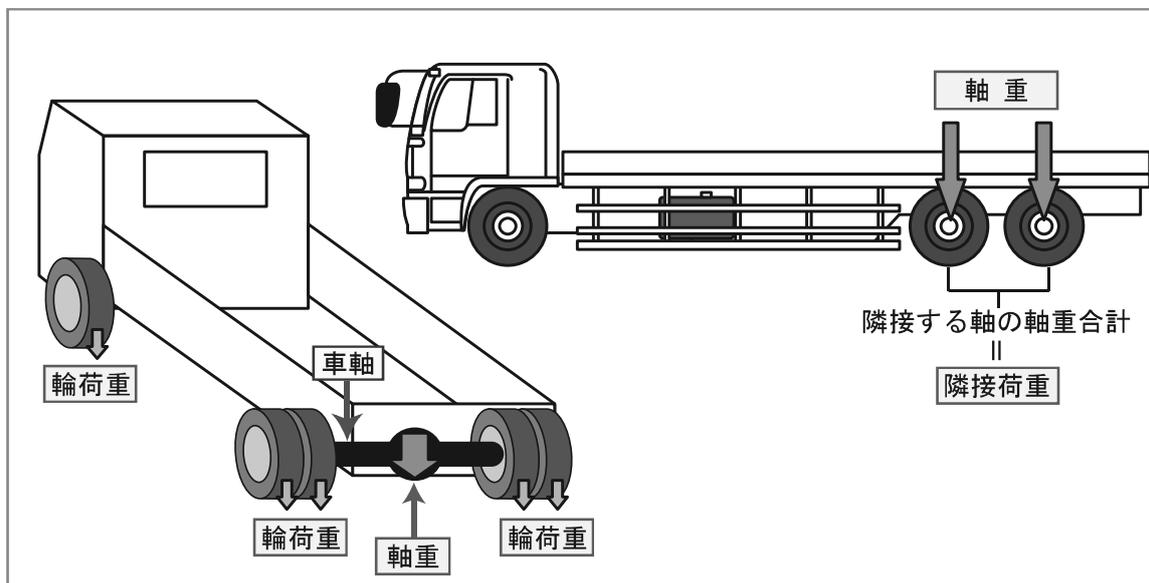
狭い面積より広い面積で重量を分散すれば単位面積当たりの荷重は軽くなりますので、ダブルタイヤにして接地面積を広くしているわけです。

#### ◆隣接荷重

隣接荷重とは、隣り合う車軸にかかる荷重の和をいいます（図7）。

車軸が3つ以上のいわゆる多軸車の場合、とくに後輪の軸は間が狭くなっています。この隣接した軸同士の距離を隣接軸距といいますが、狭すぎると荷重を分散する効果が小さく、集中して重さがかかってしまうこととなります。そのため、隣接軸距に応じてかけることのできる荷重が定められています。

図7 軸重・輪荷重・隣接荷重



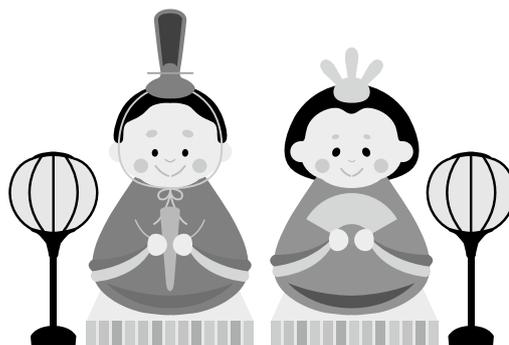
## トラック協会・陸災防奈良県支部

## 3月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
4	水	14:00～	第14回トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会	奈良県トラック会館
7	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
11	水	10:30～	第3回適正化実施対策委員会	奈良県トラック会館
13	金	10:00～	第40回奈良県適正化事業実施機関評議委員会	奈良県トラック会館
14	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技2日間】	奈良県トラック会館
15	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
21	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
22	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館

## 4月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
13	月	14:00～	第1回交通安全・労災防止対策委員会	奈良県トラック会館
22	水		第1回総務委員会	奈良県トラック会館
28	火		第304回理事会	奈良県トラック会館



## 奈良県警察本部からのお知らせ

## 奈良県警察本部から

## 1 県内の交通事故発生状況

年度末の繁忙期、漫然運転や過労運転に注意し、無理のない運行計画で安全運転を心掛けましょう。



区分	令和8年	前年同期	増減数	備考
総件数	4,844 件	4,866 件	-22 件	1日あたり約 105 件
人身事故件数	310 件	322 件	-12 件	1日あたり約 7 件
死者数	3 人	4 人	-1 人	約15日に 15 人
負傷者数	374 人	380 人	-6 人	1日あたり約 8 人
物件事数	4,534 件	4,544 件	-10 件	1日あたり約 99 件

2月15日現在

※令和8年の件数、死傷者数は概数です。

## 2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

2月15日現在

区分	令和8年	前年同期	増減数
総件数	253 件	263 件	-10 件
人身事故件数	16 件	13 件	3 件
死者数	0 人	0 人	0 人
負傷者数	19 人	16 人	3 人
物件事数	237 件	250 件	-13 件

※令和8年の件数、死傷者数は概数です。



## 3 自転車運転者に対する交通反則通告制度の開始



本年4月1日から16歳以上の自転車運転者を対象に、信号無視やスマホのながら運転などの違反に対して青切符（交通反則通告制度）が導入されます。

### 自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、基本的には、現場での「指導警告」を行います。ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、「悪質・危険な違反」であったときは、取締りを行います。

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。

#### 交通反則通告制度とは

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、監督官署の指定する一時停止等以外の、警察が実態に即ち、軽微な違反行為を防止と目的とするものとして定められたもの

交通反則通告制度	刑事手続	反則行為と反則金の一例
反則行為 ↓ 青切符 ↓ 反則金を納付 ↓ 終了	重大な違反や交通事故を招いたとき ↓ 赤切符等 ↓ 反則金を不納付 ↓ 刑事手続へ ↓ 出頭・取調べ、裁判、罰金の納付等	12,000円 ●携帯電話使用等(保持) 7,000円 ●道断踏切入り 6,000円 ●信号無視 ●安全運転義務違反 ●通行区分違反(法定、歩道通行等) ●横断歩行者等妨害等 5,000円 ●指定場所一時不停止等 ●無灯火 ●自転車封鎖装置不良 3,000円 ●並進禁止違反 ●軽車両乗車被服制違反(二人乗り等)

自転車運転者講習とは

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を改善して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。受講の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金に処せられます。

危険行為：信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反等

令和8年度

# 無事故・無違反 優良ドライバー コンクール

実施  
期間

令和  
8年

4/1水

令和  
9年

3/31水

達成  
ドライバー様には  
賞状及び記念品を  
贈呈!



思いやりを乗せて走る運転を

#### ◆ 応募方法

令和8年5月末までに  
会社単位でエントリー用紙を  
共済宛にFAXしてください

#### ◆ 応募資格

令和8年4月1日現在  
近畿共済に契約のある組合員様

#### ◆ コンクール対象ドライバー

- ① 令和8年4月1日～令和9年3月31日の1年間に在職者
- ② コンクール期間中 無事故・無違反である者
- ③ 営業用自動車の運転業務に専従している者

※但し、1組合員における参加ドライバー人数は、令和8年度当初(4/1現在)に於ける共済契約台数以内となります。

#### ◆ 参加要項

エントリーいただいた組合員様に、コンクール期間終了後  
下記①②の書類提出依頼のご案内を送付いたします。  
(案内は令和9年4月頃に共済より発送いたします)

- ① 達成ドライバーの「運転記録証明書」
- ② 達成ドライバー推薦用紙

 近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪府城東区鶴野西2-11-2 TEL.06-6965-2826 FAX.06-6965-2842

近畿交通共済協同組合 検索

<https://www.kinkyu.or.jp>



**自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を**

近畿共済は、組合員のみならずと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は当組合奈良事務所 0742-90-0510

# 奈良運輸支局からのお知らせ

## 奈良運輸支局年度末対応の案内

毎年3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等による影響を受け、自動車の検査・登録の各種申請が窓口集中します。

この時期は、申請者の皆さま方には長時間お待ちいただくなど大変ご不便をおかけすることとなります。

このような状況を緩和するため、自動車の移転登録(名義変更)や抹消登録(廃車)等の各種手続き及び検査につきましては、できるだけ早期に済まされるようお願いいたします。

登録及び検査関係の案内につきましては、自動車検査登録総合ポータルサイト(<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>)にて必要書類等のご案内をしているほか、ヘルプデスク「050-5540-2063」でもご案内しています。  
(自動音声案内は24時間ご利用可能)

自動車検査登録総合ポータルサイト QRコード →



近畿運輸局奈良運輸支局

## 「荷捌き施設」が整備されました

写真撮影：令和8年2月  
場 所：天理駅西側

天理市により、天理駅西側に貨物車の荷捌き施設が整備されました。



## 陸災防 近畿ブロック支部長・事務局長会議

令和8年2月2日（月）午後2時から、グランフロント大阪北館10階のタワー Bカンファレンスルーム（大阪市北区）において、陸上貨物運送事業労働災害防止協会近畿ブロック支部長・事務局長会議が開催されました。

陸災防本部の横尾雅良専務理事から、「速報値で、労働災害発生状況、死亡、死傷者数は、前年を下回るが、これまで以上に労働災害防止への取り組みを進めていきたい。各支部において引き続き安全衛生、災防活動に取り組んで頂きたい。」と冒頭の挨拶がありました。

その後、令和7年度業務実施状況の概要、令和8年度事業計画（案）、陸上貨物運送事業労働災害防止規程の変更等について説明がありました。



▲横尾 専務理事

トラック奈良 2026年3月 第383号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6

TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212

編集発行人 塚本哲夫

編集委員長 奥田幸一

# 飲酒運転の根絶

25ページ 事業者の対策事例

